令和5年8月30日 行政改革等特別委員会 資料2

市民センター・公民館等駐車場の管理運営手法の見直しについて

1. 概要

公共施設に付属する駐車場については、将来にわたり持続可能な行財政運営とするための取組の一つとして、藤沢市行財政改革2024において、管理手法の見直し及び利便性の向上や受益と負担の適正化を図ることとしています。

今回は、市民センター・公民館等の駐車場における管理運営手法の見直しに 関する考え方やスケジュール等について報告するものです。

2. 基本的な考え方

市民センター・公民館等の駐車場の利用の促進と利便性の向上を図るとともに、利用者の受益と負担の公平性を考慮し、有料化を含め、民間のノウハウを活用した駐車場の管理運営を行います。

対象施設は、六会市民センター、片瀬市民センター、明治市民センター、御 所見市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、辻堂市民センター、 善行市民センター、湘南大庭市民センター、鵠沼市民センター、片瀬しおさい センター、石川コミュニティセンターの12施設とします。

なお、村岡公民館につきましては、再整備後の令和7年度の供用開始に合わせて導入を予定しております。また、すでに指定管理者制度が導入されている 湘南台文化センター、藤沢公民館は対象外とします。

3. 管理運営手法の検討

民間のノウハウを活用した駐車場の主な管理運営手法としては駐車場の管理・運営を民間事業者に代行させる指定管理者制度による方法、駐車場用地を 民間事業者に貸付し、当該事業者により管理運営する方法があります。

指定管理者制度による方法は、施設の特性上、民間事業者のノウハウを活用できる範囲が限定的になります。これに対して、土地の貸付による方法は民間事業者が契約の範囲内で自由に運営することにより、民間事業者のノウハウを最大限に活用することが可能となることから、民間事業者への土地の貸付による方法を管理運営手法として考えています。

なお、先行事例であります本庁舎朝日町駐車場の運営を参考としています。

4. 民間事業者への土地の貸付による効果

(1) 駐車場の有効活用

ア 休日、夜間の開館時間外の利用が可能になります。

- イ 電気自動車やハイブリッド車を導入するカーシェアリングを実施 することにより、市民の利便性が向上するとともに、災害時の電力 としても活用できます。
- ウ パーク&ライドなどの利用促進によりCO2削減効果が期待されます。

(2) 適正管理

不当な駐車を抑制でき、適正な駐車場管理ができます。

(3) 管理運営経費の抑制及び歳入の確保 市民センターにおける駐車場管理装置のリース代等の費用を抑制する ことができます。また一定の歳入確保が見込まれます。

(4) 利便性の向上等

民間事業者のアプリを活用した駐車場の混雑状況の確認や二次元バー コード決済やクレジットカード決済等のキャッシュレス化への対応を していきます。

5. 今後のスケジュール(予定)

令和5年8月 行政改革等特別委員会に報告

令和6年4月から8月まで 貸付範囲の調査

令和6年9月 土地貸付を行う民間事業者の選定及び市民

周知

令和7年1月 事業実施予定

6. その他

事業の実施にあたっては、施設利用者のための駐車場である本来の目的を考慮しながら進めていきます。

以上

(事務担当) 市民自治部市民自治推進課 生涯学習部生涯学習総務課